

N o 2 専門医等養成支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和<u>8</u>年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱</p>	<p>令和<u>7</u>年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、令和<u>8</u>年3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師(臨床研修医を除く。)が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域及びサブスペシヤルティ領域(別表1)の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること(以下「補助対象事業」という。)に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>第3～4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>8</u>年4月1日から令和<u>9</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>9</u>年3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>8</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>8</u>年度補助額は、令和<u>8</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、令和<u>7</u>年3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師(臨床研修医を除く。)が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域及びサブスペシヤルティ領域(別表1)の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること(以下「補助対象事業」という。)に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>第3～4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>7</u>年4月1日から令和<u>8</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>8</u>年3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>7</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>7</u>年度補助額は、令和<u>7</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) (略)</p>

新	旧
第1号様式 <u>年度の変更</u> 第2号様式 (その1) <u>年度の変更</u> 第2号様式 (その2) <u>年度の変更</u> 第3号様式 <u>年度の変更</u> 第4号様式 <u>年度の変更</u> 第5号様式 <u>年度の変更</u> 第6号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第1号様式</u> <u>第2号様式 (その1)</u> <u>第2号様式 (その2)</u> <u>第3号様式</u> <u>第4号様式</u> <u>第5号様式</u> <u>第6号様式</u>
(別紙1) 変更なし (別紙2) 変更なし (別紙3) 変更なし (別紙4) 変更なし (別紙5) 変更なし (別紙6) 変更なし (別紙7) <u>記載項目 (自主勉強会等の開催) を追加</u> (別紙8) 変更なし (別紙9) 変更なし	(別紙1) (別紙2) (別紙3) (別紙4) (別紙5) (別紙6) <u>(別紙7)</u> (別紙8) (別紙9)